

# 豊中市消防職員教育訓練要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市消防計画第5章教育訓練計画に基づき、豊中市消防職員（以下「職員」という。）に消防の責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技能の修得、体力練成、規律の保持及び協同精神のかん養を図り、もって公正明朗かつ能率的に職務を遂行し得るようその資質を高めることを目的とする。

(教育訓練の区分)

第2条 職員に対する教育訓練の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育
- (2) 委託教育
- (3) 部内教育

(学校教育)

第3条 学校教育とは、大阪府立消防学校（以下「府立消防学校」という。）、消防大学校、大阪市消防学校（救急救命士養成課程に限る。）及び救急振興財団救急救命研修所（以下「救急救命研修所」という。）に職員を派遣して行う教育訓練をいう。

(学校教育の種別等)

第4条 学校教育の種別等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 府立消防学校における教育

- ア 府立消防学校における教育は、資格を取得するための教育課程と知識及び技能を高めるための教育課程とに区分する。
- イ 消防総務課長は、資格取得を目的とした教育における長期養成計画並びに知識及び技能を高めることを目的とした教育の各教育課程の派遣対象者リスト並びに長期派遣計画を作成する。
- ウ 所属長は、消防総務課長の定める養成計画及び派遣計画に基づき、府立消防学校へ派遣する職員を推薦する。
- エ 消防長は、所属長の推薦に基づき、府立消防学校へ派遣する職員を決定する。

(2) 消防大学校における教育

- ア 消防総務課長は、各教育課程の派遣対象者リスト及び派遣計画を作成する。
- イ 所属長は、消防総務課長の定める派遣計画に基づき、消防大学校へ派遣する職員を推薦する。
- ウ 消防長は、所属長の推薦に基づき、消防大学校へ派遣する職員を決定する。

(3) 救急救命研修所における教育

- ア 消防総務課長は、救急救命士養成教育の派遣計画を作成する。
- イ 所属長は、消防総務課長の定める派遣計画に基づき、救急有資格者の中から、救

急救命研修所へ派遣する職員を推薦する。

ウ 消防長は、所属長の推薦に基づき、急救命研修所へ派遣する職員を決定する。

#### (4) 大阪市消防学校における教育

ア 消防総務課長は、急救命士養成教育の派遣計画を作成する。

イ 所属長は、消防総務課長の定める派遣計画に基づき、救急有資格者の中から、大阪市消防学校へ派遣する職員を推薦する。

ウ 消防長は、所属長の推薦に基づき、大阪市消防学校（急救命士養成課程に限る。）へ派遣する職員を決定する。

#### (委託教育)

第5条 委託教育とは、学校教育及び部内教育以外のもので、消防業務を円滑に遂行していくうえに必要な各種資格の取得及び各分野での、より高度な専門知識、技能等を修得するため、外部の教育機関等に職員を派遣して行う教育訓練をいう。

#### (委託教育の種別等)

第6条 委託教育の種別は、次に掲げるとおりとする。

(1) 豊中市総務部人材育成室職員研修所が行う研修

(2) 国が行う研修

(3) 他の地方公共団体が行う研修

(4) その他教育機関等が行う研修

2 消防本部の各課長は、資格取得を目的とした委託教育における養成計画（案）を作成する。

3 消防総務課長は、消防本部の各課が作成した養成計画（案）に基づき、翌年度の委託教育計画を作成する。

4 委託教育は、派遣対象者の中から所属長の推薦に基づき、計画的に派遣する。

5 専門的知識の修得を目的とした委託教育の受講者は、教育修了後、所属長に報告を行うとともに、所属職員に当該受講内容を教育し周知する。

#### (教育機関との協定)

第7条 消防長は、学校教育又は委託教育について必要があるときは、教育機関と協定する。

#### (部内教育)

第8条 部内教育とは、学校教育及び委託教育以外のもので、消防長、所属長及び職務上管理監督の地位にある者が、職員に対し、日常の執務を通じ、職務上必要な基礎的知識及び技能等を修得させるために行う教育訓練をいう。

#### (部内教育の種別等)

第9条 部内教育の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部教育 消防長が実施する教育訓練
- (2) 所属教育 所属長が実施する教育訓練

2 前項に規定する部内教育の種類、対象及び内容は、別表第1による。

(部内教育基本指針)

第10条 消防本部の各所属長は、毎年2月末日までに翌年度の災害対応を日常業務とする職員を有する所属（以下「災害対応所属」という。）の部内教育に関する基本計画について、協議調整する。

- 2 警防課長は、前項の結果に基づき、毎年2月末日までに翌年度の部内教育の基本指針（案）を作成し、消防長に報告する。
- 3 消防長は、前2項の報告に基づき、翌年度の部内教育訓練の重点目標及び実施指針（以下「部内教育基本指針」という。）を各所属長に示す。

(教育訓練調整会議)

第11条 教育訓練を円滑かつ効果的に推進するため、各所属長その他消防長が必要と認める職員をもって構成する教育訓練調整会議（以下「教育会議」という。）を設ける。

- 2 教育会議の長は、消防本部の理事又は次長とする。
- 3 教育会議は、年度当初に開催することを定例とする。ただし、長が必要に応じ、又は構成員の要求に応じて招集する。
- 4 消防長は、教育会議に随時出席し、必要な指示を行う。

(年度部内教育の実施計画)

第12条 災害対応所属の所属長は、部内教育基本指針に基づき、翌年度の部内教育実施計画を作成し、毎年3月末日までに年度部内教育実施計画報告書（様式第1）により消防長に報告する。

(月間部内教育の実施計画)

第13条 災害対応所属の所属長は、年度部内教育実施計画に基づき、その実効を上げるため、翌月中の部内教育実施計画を作成し、毎月20日までに月間部内教育実施計画報告書（様式第2）により消防長に報告する。

(所属長等の責務)

第14条 所属長及び職務上管理監督の地位にある者並びに消防出張所長（以下「所属長等」という。）は、消防業務を効果的に遂行するために職員に求められる知識、技能等の把握に努めなければならない。

- 2 所属長等は、相互に協力し、日常業務の中で適正かつ効果的に部内教育を実施しなければならない。

- 3 所属長等は、部内教育の実施にあたっては、教育訓練の実施内容が偏ることのないよう努めなければならない。

(職員の責務)

第 15 条 職員は、第 1 条の目的を達成するため、常に自主研さんに努めなければならない。

(部内教育の実施結果報告)

第 16 条 災害対応所属のグループ長又は出張所長は、部内教育を実施したときは、当該実施結果を部内教育実施結果報告書(様式第 3)により所属長に報告する。

(月間部内教育の実施結果報告)

第 17 条 災害対応所属のグループ長又は出張所長は、その月における部内教育の実施結果を月間部内教育実施結果報告書(様式第 4)により所属長に報告する。

- 2 災害対応所属の所属長は、前項の報告に基づき、月間部内教育の実施結果を翌月 10 日までに月間部内教育実施結果報告書(様式第 5)により消防長に報告する。

(年度部内教育の実施結果報告)

第 18 条 災害対応所属のグループ長又は出張所長は、その年度における部内教育の実施結果を年度部内教育結果報告書(様式第 6)により所属長に報告する。

- 2 災害対応所属の所属長は、前項の報告に基づき、その年度における部内教育の実施結果を毎年 4 月 10 日までに年度部内教育実施結果報告書(様式第 7)により消防長に報告する。

(部内教育の記録)

第 19 条 災害対応所属の所属長等は、部内教育を実施したときは、その実施結果等を記録管理する。

- 2 教育訓練に関する記録については、電算機入力する。

(部内教育の評価)

第 20 条 災害対応所属の所属長等は、その年度における部内教育実施後の所属及び職員の教育訓練達成度等を把握するため、年度部内教育計画対応実施表(様式第 8 及び様式第 9)を活用する。

- 2 災害対応所属の所属長等は、その月における部内教育実施後の所属及び職員の教育訓練達成度等を把握するため、月間部内教育計画対応実施表(様式第 10 及び様式第 11)を活用する。
- 3 災害対応所属の所属長等は、定期的に部内教育の実施内容等に関して評価及び効果の確認を行うとともに、部内教育の計画及び実施に反映させるよう努めなければならない。

(部内教育の検証)

第 21 条 災害対応所属の職員は、自己に係る部内教育の実施状況及び内容等を把握するため、定期的に自主検証を行う。

- 2 災害対応所属の所属長等は、部内教育の実施状況及び内容等を把握するため、必要があるときは、検証を行う。
- 3 部内教育の検証を行ったときは、部内教育の検証結果を部内教育検証結果報告書（様式第 1 2）により所属長に報告する。

(部内教育指導者)

第 22 条 災害対応所属の所属長は、部内教育を効果的に実施するため、高度かつ専門的知識及び技能を有すると認められる職員を、当該教育の指導者（以下「部内教育指導者」という。）として指名する。

- 2 災害対応所属の所属長は、実施する部内教育の内容によっては、部内教育指導者に巡回教育を行うよう指示する。
- 3 部内教育指導者は、常に教育訓練の重要性を自覚し、進んで自己研さんに努めなければならない。

(教育訓練受講者の責務)

第 23 条 教育訓練受講者は、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 正当な理由なくして、教育訓練の受講を拒否し、又はこれを欠席してはならない。
- (2) 規律に従い、誠実に教育訓練を受けなければならない。
- (3) 教育訓練により修得した知識、技術等を積極的に業務に反映させ、職場における当該知識、技術等の伝達に努めなければならない。
- (4) 教育訓練により取得した資格、免許等の保持に努めるほか、受講した教育訓練内容に沿って自己研さんに努めなければならない。

(新配置者の教育訓練)

第 24 条 消防署長は、初任教育を修了し配置された職員に対し、次に掲げる内容について部内教育を実施する。

- (1) 車両点検要領
- (2) 受付勤務要領
- (3) 災害出場要領
- (4) 事務室勤務要領
- (5) 入出力端末装置取扱要領
- (6) 巡回勤務要領
- (7) 消防無線取扱要領
- (8) その他警防関係業務

(新任者の教育訓練)

第 25 条 新規採用により部内教育の必要がある場合は、前項の教育訓練に加え、消防学校の教育訓練の基準（昭和 45 年消防庁告示第 1 号）に定める初任教育の教育訓練の教科目に準じた部内教育を実施する。

(訓練の安全管理)

第 26 条 所属長は、訓練を実施する場合、訓練等における安全管理要綱（昭和 62 年豊中市消防長訓令第 1 号）に基づく安全主任者及び安全管理員に積極的に危害排除を行わせるとともに、訓練を受ける職員の健康管理の把握及び入念な準備運動をさせ、事故防止に努めなければならない。

(講師)

第 27 条 部内教育の実施に必要な講師は、有識者の中から消防長又は所属長が講師を指名する。

(効果測定)

第 28 条 消防長又は災害対応所属の所属長は、必要に応じて部内教育の実施効果を測定する。

- 2 効果測定を実施したときは、その都度効果測定の実施結果を効果測定実施結果報告書（様式第 13）により所属長に報告するとともに、各所属において記録しておかなければならない。
- 3 災害対応所属の所属長は、所属で実施した効果測定の実施結果を効果測定実施結果報告書（様式第 14）により、当分の間、消防長に報告する。
- 4 効果測定は、実技、考査、論文、レポート及びその他の方法による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。（平成 20 年 3 月 31 日 消防長通知 1095 号）
- 2 豊中市消防職員訓練規程（平成 9 年 3 月 21 日 豊中市消防長訓令第 3 号）は廃止する。

別表 1

## 部 内 教 育

対象隊	種 類	内 容
警 備 隊	車載器具取扱訓練	梯子取扱
		切断・破壊器具取扱
		照明器具取扱
		酸素可燃性ガス測定器取扱
		防護服取扱
		その他
	呼吸器取扱訓練	基本着装
		応用着装
		その他
	ロープ取扱訓練	基本結索
		器具結索
		身体結索
		その他
	機関運用訓練	吸水
		送水
		走行
		泡送水
		中継
		梯子車操作
		その他
	放水訓練	ホース延長
		各種放水器具取扱
		梯上放水
		泡送水
		その他
	火災防ぎょ訓練	各種火災を想定した防ぎょ
		消防用設備の取扱
その他		

	人命救助訓練	梯子車による救出
		煙中屋内進入検索
		搬送
		その他
	水損防止訓練	水損防止
	救急訓練	集団災害等の救急活動
		CPR
		その他
	体力練成	柔軟性、敏捷性、瞬発力、筋力、持久力
		体力測定、その他
訓練礼式	訓練、礼式、点検	
救 急 隊	救急資器材取扱訓練	観察用資器材取扱
		呼吸循環管理用資器材取扱
		保護用資器材取扱
		搬送用資器材取扱
		消毒用資器材取扱
		その他
	救急基本（操法）訓練	CPR
		応急処置
		止血法
		固定法
		搬送法
		被覆及び包帯法
		体位管理法
		救急資格に応じた処置
		その他
	多数負傷病者救護訓練	トリアージタッグ取扱
		応急救護所設置
		その他
	救急講習会指導要領	各種講習の指導要領



	訓練	その他
	体力練成	柔軟性、敏捷性、瞬発力、筋力、持久力
		体力測定、その他
	訓練礼式	訓練、礼式、点検
救 助 隊	各種救助器具取扱訓練	一般救助用器具取扱
		重量物排除用器具取扱
		切断・破壊用器具取扱
		水難救助用器具取扱
		その他
	ロープ基本・応用訓練	ロープ基本取扱
		ロープ応用取扱
		救助特別訓練
		その他
	検索・救助訓練	高所救助
		低所救助
		濃煙中救助
		その他
	救助事象想定訓練	各種災害を想定した救助
		その他
	救急訓練	集団災害等の救急活動
		CPR
		救助活動中に必要な救急活動
		その他
	水損防止訓練	水損防止
	体力練成	柔軟性
敏捷性		
瞬発力		
筋力		
持久力		
体力測定		

		その他
	訓練礼式	訓練、礼式、点検
指令管制係・ 調査係	情報・通信訓練	情報収集伝達
		無線通信
		機器取扱
		その他
	体力練成	柔軟性、敏捷性、瞬発力、筋力、持久力 体力測定、その他
	訓練礼式	訓練、礼式、点検
各隊共通	事前訓練 総合訓練	中高層建物火災防ぎょ訓練
		航空機事故対策総合訓練
		地下街訓練
		洞道火災訓練
		集団災害訓練
		放射性物質輸送時事故対策訓練
		特殊災害対策訓練
		航空機等火災消火訓練
		出初式展示訓練
		豊中市防災訓練
		その他

様式第1

消 防 長 様

年 月 日

所 属 長

年度部内教育実施計画報告書

年度中の部内教育実施計画については、下記のとおりであります。

記

隊	訓 練 種 目	計 画 時 間
警 備 隊	車載器具取扱訓練	
	呼吸器取扱訓練	
	ロープ取扱訓練	
	機関運用訓練	
	放水訓練	
	火災防ぎょ訓練	
	人命救助訓練	
	水損防止訓練	
	救急訓練	
	体力練成	
	訓練礼式	
	事前訓練	
救 急 隊	救急資器材取扱訓練	
	救急基本（操法）訓練	
	多数傷病者救護訓練	
	救急講習会指導要領訓練	
	体力練成	
	訓練礼式	
	事前訓練	

救 助 隊	各種救助器具取扱訓練	
	ロープ基本・応用訓練	
	検索・救助訓練	
	救助事象想定訓練	
	救急訓練	
	水損防止訓練	
	体力練成	
	訓練礼式	
	事前訓練	
指 令 管 制 ・ 調 査	情報・通信訓練	
	体力練成	
	訓練礼式	
	事前訓練	
各 隊 共 通	総合訓練	

様式第2

消 防 長 様

年 月 日

所 属 長

月 間 部 内 教 育 実 施 計 画 報 告 書

月中の部内教育実施計画については、下記のとおりであります。

記

隊	訓 練 種 目	計 画 時 間
警 備 隊	車載器具取扱訓練	
	呼吸器取扱訓練	
	ロープ取扱訓練	
	機関運用訓練	
	放水訓練	
	火災防ぎょ訓練	
	人命救助訓練	
	水損防止訓練	
	救急訓練	
	体力練成	
	訓練礼式	
	事前訓練	
救 急 隊	救急資器材取扱訓練	
	救急基本（操法）訓練	
	多数傷病者救護訓練	
	救急講習会指導要領訓練	
	体力練成	
	訓練礼式	
	事前訓練	

救 助 隊	各種救助器具取扱訓練	
	ロープ基本・応用訓練	
	検索・救助訓練	
	救助事象想定訓練	
	救急訓練	
	水損防止訓練	
	体力練成	
	訓練礼式	
	事前訓練	
指 令 管 制 ・ 調 査	情報・通信訓練	
	体力練成	
	訓練礼式	
	事前訓練	
各 隊 共 通	総合訓練	

様式第3

年 月 日

所 属 長 様

報 告 責 任 者

部 内 教 育 実 施 結 果 報 告 書

このことについては、下記のとおりであります。

記

年 月 日			
実 施 時 間	時 分～ 時 分 (所要時間 時間 分)		
訓練対象隊名			
部内教育指導者			
訓 練 種 目			
訓 練 内 容			
訓 練 詳 細			
訓練出場車両			合計 台
訓練参加者			合計 台
備 考			
所 見			





様式第 5

消 防 長 様

年 月 日

所 属 長

月 間 部 内 教 育 実 施 結 果 報 告 書

月中の部内教育実施結果については、下記のとおりであります。

記

隊	訓 練 種 目	計 画 時 間	実 施 時 間											
			1 部	2 部	3 部	1 部	2 部	3 部	1 部	2 部	3 部			
	計													









様式第10

月間部内教育計画対応実施表

( 月中)

隊	訓練種目及び訓練内容	計画時間	実施時間
	計		



様式第12

年 月 日

所 属 長 様

検 証 実 施 者

部 内 教 育 検 証 結 果 報 告 書

このことについては、下記のとおりであります。

記

実 施 日	年 月 日 ( 曜日)		
時 間	時 分～ 時 分 (所要時間 時間 分)		
対 象 隊 名			
部内教育指導者			
訓 練 種 目			
訓 練 内 容			
操 法 種 目			
訓 練 参 加 者			合 計 台
備 考			
所 見			



様式第13

年 月 日

所 属 長 様

効果測定実施責任者

効果測定実施結果報告書

このことについては、下記のとおりであります。

記

実施期間	年 月 日 (曜日) ~ 年 月 日 (曜日)				
対象隊名					
訓練種目					
訓練内容					
操法種目					
対象者	測定数値項目	評価	対象者	測定数値項目	評価
備 考					
所 見					

様式第 1 4

消 防 長 様

年 月 日

所 属 長

効 果 測 定 実 施 結 果 報 告 書

このことについては、下記のとおりであります。

記

実 施 期 間	年 月 日 ( 曜 日 ) ~ 年 月 日 ( 曜 日 )					
対 象 隊 名						
訓 練 種 目						
訓 練 内 容						
操 法 種 目						
対 象 者	名					
年 齢 別 目 標 設 定 値	年 齢	目 標 数 値 項 目				
	1 8 歳 ~ 2 4 歳					
	2 5 歳 ~ 2 9 歳					
	3 0 歳 ~ 3 4 歳					
	3 5 歳 ~ 3 9 歳					
	4 0 歳 ~ 4 4 歳					
	4 5 歳 ~ 4 9 歳					
	5 0 歳 ~ 5 4 歳					
	5 5 歳 ~					
年 齢 別 測 定 結 果 評 価	年 齢					
	1 8 歳 ~ 2 4 歳	名	名		名	
	2 5 歳 ~ 2 9 歳					
	3 0 歳 ~ 3 4 歳					
	3 5 歳 ~ 3 9 歳					
	4 0 歳 ~ 4 4 歳					
	4 5 歳 ~ 4 9 歳					
	5 0 歳 ~ 5 4 歳					
	5 5 歳 ~					
備 考						
所 見						